

京都市告示第 263 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年9月17日

京都市長 門川大作

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	椎ノ木川	西京区大原野石見町168番地の3地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)